

名 称	市の取組内容又は方向性	社会福祉協議会との関連	関係する主な部署
基本目標1 顔の見える関係づくりを進める			
(1)住民懇談会の開催	①住民懇談会で出た意見を地域会議及びコミュニティ会議福祉部会につなぐ仕組みを構築する。	①中学校区単位で住民懇談会の場を設定し、計画本編に記載の各地区の「私たちができること・していきたいこと」の具体化を図る。 ②自治区単位の住民懇談会のモデル的な開催を行う（支援する）。	地域支援課 支所
(2)多世代交流の促進	①庁内各課において、地域の拠点における多世代交流に寄与する取組の抽出を行い、より多くの幅広い世代が参加できる取組を検討する。	①ふれあいサロンにおいて、多世代交流ができる仕組みを検討する。 ②サロン実施地区相互の情報交換を開催しながら、円滑に実施していただけるような支援を行う。	保育課 学校教育課 学校づくり推進課 生涯学習課
基本目標2 地域福祉活動の担い手を増やす			
(3)住民福祉教育の推進	①庁内各課において、実施している住民福祉教育に寄与する取組の抽出を行い、福祉に意識を向けてもらうための啓発・機会の提供について検討する。 (参考)各地区で立ち上がりつつある取組 ア 人材データベース・井郷チョイボラ運動 イ リーダー候補養成研修「井郷地域まちづくり楽校」 ウ 下山ボランティア協議会（仮称）の検討 など	① 啓発 児童・生徒の福祉学習の支援 ●学校で、授業時間を活用しての福祉学習会の開催「地域福祉学習会」「福祉実践教室」 ●夏休み期間におけるボランティア体験機会の設営 ② 啓発 教員など福祉教育推進関係者の理解活動 ●「とよた福祉教育セミナー」の開催（8/28） ●教員の現職教育・研究活動への協力 ③ 啓発 地域住民や各種団体主催の福祉学習支援 ●生涯学習出前講座の推進 ④ 育成 地域福祉推進の担い手の育成・養成 ●「（仮）とよた市民福祉大学」開講（10/3開講）に向けて、準備会を設けて企画	市民福祉部各課 子ども部各課 社会部各課 学校教育部各課
(4)企業退職者や大学生などの地域活動への参加促進	①企業、事業所、大学等に対して、地域活動団体と共に地域福祉の啓発及び地域活動の情報提供を行い、担い手の掘り起し及び地域活動へのマッチングを行う。 (参考)企業等へのヒアリングの中で出ているアイデア ア 企業等に地域活動団体等を紹介する地域福祉展示会の開催 イ 企業退職者の地域活動への参加促進に積極的な企業等に対する市の認定制度の創設 ②将来的に介護保険法上の総合事業の担い手にもつなげることを検討する。	①ボランティア団体の情報提供・マッチングを行う。 ②企業等と連携したセミナー、研修会等を開催する。「社会人のための地域参加促進セミナー」 ③企業・団体の地域貢献活動を支援（例：「JA あいち豊田助け合いの会」の組織化支援と連携事業推進）	市民活動センター ものづくり産業振興課 ※ワーキンググループ
基本目標3 助け合いのできる地域をつくる			
(5)身近な地区への（仮称）地域福祉コーディネーターの設置検討	①生活支援コーディネーター、学校支援地域本部の地域コーディネーターなどの役割と調整し、地域福祉コーディネーターの役割整理の支援を行う。 ②関連して、社会部の「地域カルテ」、交流館の「地域カルテ」、健康部の「地域カルテ」など、各部局で作成している「地域カルテ」を整理し、社会資源の把握を行う。	①地域福祉コーディネーターの役割を整理する。 ②①を明確にしていくためにも、地域に出向き、地域住民が期待している中身（ニーズ）を的確に把握しながら、互助・共助活動が推進していただけるための在り方を見出す。	学校づくり推進課 地域支援課、支所 生涯学習課 地域保健課 ※ワーキンググループ
(6)支援を必要とする人の情報共有・活用	①「支援を必要とする人」の要件を設定せずに、(10)の避難行動要支援者情報の共有・活用の取組をベースに「手上げ」の対象者として、支援を必要とする人の情報共有を図る。 ②地域支援者の設定及び自治区の組などを活用した支援する体制の整備並びに民生委員の支援員の検討を行う。 ③地域ケア会議、ケース検討会などの実績を積み上げていく。	①中学校区単位・自治区単位で実施される防災訓練や防災講座等に積極的に協力しながら、支援する体制の整備について啓発していく。 ②地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議、ケース検討会にも積極的に参加しながら、情報の共有と活用の体制づくりを支援する。	生活福祉課 障がい福祉課 次世代育成課 子ども家庭課、保育課 国際課 地域支援課、支所 ※ワーキンググループ

名 称	市の取組内容又は方向性	社会福祉協議会との関連	関係する主な部署																
(7) 地区別活動計画の策定及び実行支援	①住民懇談会で出た意見を地域会議及びコミュニティ会議福祉部会につなぐ仕組みを構築する。(再掲)	①小地域単位(小学校区単位・自治区単位・組単位)の課題の洗い出しをするための住民懇談会の開催を促進していきながら、身近な単位での活動計画の策定を支援する ②各地区の「コミュニティ会議福祉部会」が相互に情報交換等ができる場づくりを設けていくほか、活動に向けて支えていくための仕組みづくりを構築する	地域支援課																
基本目標4 社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる																			
(8) 専門職のスキル向上・専門機関同士の連携強化	①社会福祉事務所職員及び社会福祉協議会職員向けのケースワークの研修を実施する。 ②社会福祉事務所内の情報交換会を実施し、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター、弁護士等との連携のあり方を検討する。	①社会福祉協議会の職員として、「コミュニティソーシャルワーカー養成講座」(愛知県社協主催)を積極的に受講し、スキル向上に努める。 ②社会福祉協議会職員として必要なスキルを身に付けるため、自主研修受講の促進を行う ③専門機関相互の顔の見える関係づくりを強固なものとするため、「合同研修会・交流会」を企画する	生活福祉課 障がい福祉課 子ども家庭課																
(9) 生活困窮者の自立支援方策の実施	①生活困窮者の自立支援事業を実施する。 (参考)平成27年4月～6月の実績 <table border="1" data-bbox="685 827 1641 993"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談件数</th> <th>支援プラン作成</th> <th>他制度へのつなぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>45件</td> <td>0件</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>48件</td> <td>0件</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>27件</td> <td>1件</td> <td>27件</td> </tr> </tbody> </table> ②制度の周知を図る。		相談件数	支援プラン作成	他制度へのつなぎ	4月	45件	0件	23件	5月	48件	0件	22件	6月	27件	1件	27件	①平成27年4月より、行政から「生活困窮者自立支援事業」を受託し、その制度の周知を図りながら、地域住民の拠り所となるための基盤づくりを図る	生活福祉課
	相談件数	支援プラン作成	他制度へのつなぎ																
4月	45件	0件	23件																
5月	48件	0件	22件																
6月	27件	1件	27件																
基本目標5 要配慮者対策を進める																			
(10) 避難行動要支援者情報の共有・活用	①避難行動要支援者名簿を提供し、地域による支援体制構築の支援を行う。 (参考)避難行動要支援者名簿の登録者数(平成27年5月末時点) <table border="1" data-bbox="685 1194 1641 1446"> <tbody> <tr> <td>要介護3～5の者</td> <td>2,176人(1,038人)</td> </tr> <tr> <td>ひとり暮らし高齢者等登録者</td> <td>2,885人(2,820人)</td> </tr> <tr> <td>在宅重度心身障がい者手当受給者</td> <td>561人(431人)</td> </tr> <tr> <td>視覚・聴覚・下肢・体幹の障がい者が1～2級の者</td> <td>1,421人(908人)</td> </tr> <tr> <td>上記に準ずる方で登録を希望する者</td> <td>127人(127人)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7,170人(5,324人)</td> </tr> </tbody> </table> ()内は同意者数 ②地域への情報提供の同意率を上げる取組を実施する。 (参考)直近の同意率 76.1%(平成26年11月末) → 74.3%(平成27年5月末)	要介護3～5の者	2,176人(1,038人)	ひとり暮らし高齢者等登録者	2,885人(2,820人)	在宅重度心身障がい者手当受給者	561人(431人)	視覚・聴覚・下肢・体幹の障がい者が1～2級の者	1,421人(908人)	上記に準ずる方で登録を希望する者	127人(127人)	合 計	7,170人(5,324人)	①「災害ボランティア支援センター」の設置に向けての人材の養成・育成を行う ●災害ボランティアコーディネーター養成講座 ●災害ボランティアコーディネーター・フォローアップ研修会 ●災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練	障がい福祉課				
要介護3～5の者	2,176人(1,038人)																		
ひとり暮らし高齢者等登録者	2,885人(2,820人)																		
在宅重度心身障がい者手当受給者	561人(431人)																		
視覚・聴覚・下肢・体幹の障がい者が1～2級の者	1,421人(908人)																		
上記に準ずる方で登録を希望する者	127人(127人)																		
合 計	7,170人(5,324人)																		
その他																			
1 地域福祉の周知・啓発	①地域福祉の大切さを伝え、地域活動の実践を促す啓発DVDを作成し、重点取組等の展開において、有効活用をしていく。(参考資料1) ②避難行動要支援者情報の共有・活用に係る地元説明、ブロック地域ケア会議等において、前提として地域福祉の考え方の周知を図る。	①機能別団体等で、地域福祉活動計画の普及・啓発を図る。																	
2 地域福祉活動実践・推進体制の整備		①「地域福祉活動推進委員会」の設置(参考資料2) 設置年月日 平成27年7月1日 委員 10名(委嘱)																	